

資料1

大津市立幼稚園再編等計画 の策定について

令和7年12月25日(木)
第5回大津市立幼稚園再編等検討委員会

目次

1 第4回委員会の振り返り	・・・	2ページ
2 計画素案について	・・・	4ページ
3 第1章 総則	・・・	5ページ
4 第2章 基本方針	・・・	12ページ
5 第3章 基本計画	・・・	19ページ
6 第4章 実行計画	・・・	21ページ
7 市立幼稚園の園児数の推移及び特徴について	・・・	23ページ

1 第4回委員会の振り返り

1 主な意見等

- ・ 詳細については、【資料2】第4回大津市立幼稚園再編等検討委員会議事録（要旨）を参照。

（1）第4回検討委員会における決定事項は次の4点です。

- ア 再編基準は、3歳児を基準として、人数は15人とする。ただし地域性を考慮する。
- イ 園児数は推計値を用いて検討し、第1段階、第2段階に分ける。
- ウ 再編を検討するフローは、事務局の提案のとおりとする。
- エ 再編を検討するエリアは、中学校区を基本とする。

（2）主な意見等は次のとおりです。

ア 第2章 基本方針（再編基準について）

- ・ 人数の考え方は、国において1クラスの上限人数を35人から30人に見直す動きがあることも念頭において検討してはどうか。
- ・ 園児数が少ないので再編の対象となるのであれば、給食を実施すれば、市立幼稚園を選んでもらうことができて園児数が確保されるので、再編対象とならないのではないか。
- ・ 一方で、給食については、本検討委員会での議論の対象ではないことから、別途、将来的にどうするかを検討すべきことである。
- ・ 公立の役割を、どんな事情があっても全ての子どもが通うことができる、と考えたとき、人数だけの基準で再編を進めていくことに危うさを感じている。
- ・ 地域性の考慮は行うが、その上で、誰が見てもわかる客観的な基準を考えてもらいたい。加えて、子どもにとって良い育ちの環境について考えていく必要がある。
- ・ 3歳児で入園する場合が圧倒的に多いという事実を考えると、3歳児を基準にする方が市民に対して分かりやすいと感じる。

1 第4回委員会の振り返り

1 主な意見等

- ・園児数が少なくなった園を保護者が選ぶのかという視点も考慮する必要がある。
- ・再編等を行うと決めたときには、なるべく早く実行していったほうがいい。
- ・再編基準は、「3歳児を基準に15人」とするが、柔軟性を持たせること。
- ・保護者や地域へ説明する際には、幼稚園がこう変わっていく、変わらざるを得ないというストーリーを事務局側でしっかり考えること。

イ 第2章 基本方針（再編等の検討フロー）

- ・公立園同士の再編等を検討と書かれているが、必ず認定こども園になるというものではなく、あくまで選択肢の一つとして検討という形にしている。
- ・子どもの育ちの場所を確保するという観点では、私立幼稚園の数も考慮に入れたら良いと思う。

ウ 第3章 基本計画

- ・駐車場や施設の老朽化、園児の通園距離に加えて、園庭についても基準に加えてもらいたい。
- ・園庭については、広さだけではなく、子どもの遊びにとって魅力的な環境づくりが大切である。
- ・実際に再編の検討を進める際には、園同士の話し合いの中で、それぞれの良さのどこをどのように継承していくのか、両方合わせて新しいものを作っていくという考え方が大切である。
- ・再編対象になった園が、再編対象になっていない園に吸収されることはあり得る。

エ 第4章 実行計画

- ・今の利用者が不安にならないように、相談や転園先の確保などの配慮をしてほしい。
- ・募集停止をするのではなく、再編を実施する際に、全在園児が転園するほうがいいと思う。

2 計画素案について



前回までにいただいた意見を基に、
これまでに提示した骨子（案）に沿って、計画素案を作成しました（別紙「資料3」を参照）。

第1章 総則

- 1 はじめに
- 2 本市の現状
- 3 これまでの取組
- 4 市立幼稚園が果たしてきた役割

第3章 基本計画

- 6 基本的な再編等の計画
 - 再編等を検討するエリアの考え方について
 - 再編等の方向性について
 - 優先順位の決め方について
 - 全体スケジュールについて

第2章 基本方針

- 5 基本的な方針と考え方
 - 就学前教育・保育のあり方について
 - 幼稚園教育のあり方について
 - 基本的な方針について
 - 適正規模・再編基準について

第4章 実行計画

- 7 再編等の実行計画
 - 個別園ごとの方向性について
 - 個別園ごとの実行スケジュールについて

3 第1章 総則



第1章に記載する内容について、ご意見をいただきたい。

第1章 総則

- 1 はじめに
- 2 本市の現状
- 3 これまでの取組
- 4 市立幼稚園が果たしてきた役割

第3章 基本計画

- 6 基本的な再編等の計画
 - 再編等を検討するエリアの考え方について
 - 再編等の方向性について
 - 優先順位の決め方について
 - 全体スケジュールについて

第2章 基本方針

- 5 基本的な方針と考え方
 - 就学前教育・保育のあり方について
 - 幼稚園教育のあり方について
 - 基本的な方針について
 - 適正規模・再編基準について

第4章 実行計画

- 7 再編等の実行計画
 - 個別園ごとの方向性について
 - 個別園ごとの実行スケジュールについて

3 第1章 総則

1 はじめに



はじめにして、以下の内容を記載する（資料3の2ページを参照）。

（1）国の動き

- ・ 我が国の幼児教育は、「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の関連3法令に基づいて実施されており、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が共通して示されている。
- ・ 少子化や核家族化、共働き世帯の増加などにより、就学前施設を取り巻く社会環境は大きく変化している。
- ・ 幼稚園の施設数、園児数ともに減少している。

（2）本市の動き

- ・ 「大津市幼児教育・保育共通カリキュラム」を策定、子どもにとっての質の高い教育と保育を保障している。
- ・ 少子化に加え、共働き世帯の増加などによる保育所志向の高まりを受け、市立幼稚園の園児数は毎年減少を続けている。
- ・ 集団生活を通して培う社会性の育ちといった、子どもにとって望ましい教育環境の保障が課題となっている。

（3）再編等計画を策定する目的

- ・ 集団規模を確保することで、子ども達にとって望ましい教育・保育環境の提供を目指す

3 第1章 総則

2 本市の現状



本市の現状について、以下の内容を記載する（資料3の3～15ページを参照）。

就学前児童の人口推移

- 本市の就学前児童数は地域によっては微増傾向であるが、全体的には減少傾向にある。
- 本市の合計特殊出生率も減少傾向にあり、一層の少子化が懸念される。

母親の就労状況

- フルタイムや長い時間の勤務をしている母親の割合が増加傾向にある。
- 保護者の就労状況によって、教育・保育施設等の希望に違いがある。

保育所志向の高まり

- 3歳以上のはほぼ全ての児童が何らかの施設を利用している中、
1号認定子どもは毎年減少している。
- 保育所及び認定こども園の定員充足率が90%を超えている。

市立幼稚園の園児数の推移

- 令和2年をピークに、毎年減少を続けている。
- 複数学級を設置できていなかつたり、各年齢の園児数が一桁となっている園がある。

市立幼稚園の運営費等の状況

- 市立幼稚園1園当たりの平均運営費を提示する。
- 特別な配慮を必要とする子どもを多く受け入れていることから、
コスト面のみで評価することはできない。

保護者ニーズの変化

- 過去3回分のアンケート調査及びニーズ調査の結果により、経年変化を示す。
- 保護者が重視する割合が増加傾向の項目、低下傾向の項目をそれぞれ示す。

3 第1章 総則

3 これまでの取組



本市のこれまでの取組内容について、以下の内容を記載する（資料3の16～19ページを参照）。

取組項目	取組内容
(1) 大津市立幼稚園・保育園のあり方の方針の策定	市立幼稚園の今後のあり方として、広域エリアを基本に再編し、適正規模を確保する
	地域の実情に応じた3年保育の実施など
(2) 大津市幼児教育・保育共通カリキュラムの策定	本市の幼児教育・保育の基本理念と、めざす子ども像が掲げられた
	再編基準として定められた（4歳児が、3年連続20人を下回った場合、近隣の幼稚園と再編）
(3) 3年保育実施の年次計画・規模適正化に向けた実施計画の策定	広域エリアを、中学校区ブロックと定めた
	再編基準の見直し（4歳児が、3年連続18人を下回った場合など）
(4) 計画の見直しと市立幼稚園のあり方の再検討	認定こども園の導入の検討
	令和6年4月に、本市の公立で初めてとなる幼保連携型認定こども園（比叡平こども園）を開設した
(5) 市立幼稚園の規模適正化に向けた現状分析（中間報告）と認定こども園化について	

3 第1章 総則

3 これまでの取組



本市でこれまでに再編を実施した園の状況について、以下の内容を記載する（資料3の20ページ参照）。

（6）これまでに再編を実施した園の状況について

居住学区	再編した 年度	2号・3号認定 子どもの割合	1号認定子ども の割合	1号認定子どもが利用してい る施設	1号認定子ども に占める割合
藤 尾	H 2 9	8 2 . 6 %	1 7 . 4 %	跡地に開設された園	5 7 . 9 %
				京 都 市 の 幼 稚 園	4 2 . 1 %
日吉台	H 3 0	7 7 . 8 %	2 2 . 2 %	坂 本 幼 稚 園	6 4 . 3 %
				跡地に開設された園	2 8 . 6 %
仰 木	R 0 1	8 4 . 6 %	1 5 . 4 %	その他、民間こども園	7 . 1 %
				仰 木 の 里 幼 稚 園	1 0 0 %
雄 琴	R 0 1	8 2 . 0 %	1 8 . 0 %	坂 本 幼 稚 園	3 1 . 8 %
				仰 木 の 里 東 幼 稚 園	2 7 . 3 %
				その他、市立幼稚園	1 1 . 4 %
				その他、民間こども園	2 9 . 5 %

出典：保育入所課提供データ（令和7年4月時点）

3 第1章 総則

3 これまでの取組



本市のこれまでの取組の成果について、以下の内容を記載する（資料3の21～22ページ参照）。

（7）市立幼稚園における3年保育実施の成果について

- ・平成29年度から、順次、3年保育を開始している。
- ・これまで就学前施設を利用していなかった3歳児の子どもが幼稚園を利用できるようになった。
- ・市立幼稚園の園児数は、令和2年をピークとして年々減少している。
- ・一方で、2号認定子ども及び3号認定子どもは、令和2年以降も横ばいで推移している。
- ・以上のことから、保育所志向の高まりに歯止めがかかっている訳ではない。

（8）預かり保育の拡大の成果について

- ・預かり保育は、平成24年に規則を定め、平成25年から実施している。
- ・市立幼稚園の預かり保育については、令和7年度から時間を延長し、8時30分から9時00分、保育終了後から17時30分まで利用できるようになった。
- ・市立幼稚園の新入園児数は、令和7年度は対前年度比13人減となり、減少幅は小さくなった。
- ・引き続き、周知活動に努める必要がある。

	3歳	4歳	5歳	合計	対前年度
令和5年度	537人	26人	19人	582人	▲59人
令和6年度	455人	34人	12人	501人	▲81人
令和7年度	447人	29人	12人	488人	▲13人

3 第1章 総則

4 市立幼稚園が果たしてきた役割

市立幼稚園がこれまで果たしてきた役割について、以下の内容を記載する（資料3の23～24ページ参照）。

（1）幼稚園教育要領に基づく質の高い教育の提供

- 最初の幼稚園が誕生して以来、常に幼稚園教諭として教員自らが学び続ける中で、遊びを通しての学びを確立し、環境を通して行う教育の推進をしてきた。
- 「大津市幼児教育・保育共通カリキュラム」を策定し、乳幼児期から学齢期までの学びの連続性を重視した幼児教育・保育の推進を図ってきた。

（2）幼稚園と小学校の滑らかな接続

- 公教育の教育機関として、小中学校とともに、地域に開かれた教育課程による教育活動の展開や、地域との連携を強化して、地域を愛する人を育て、地域の活性化やまちづくりに貢献してきた。
- 校種間交流や合同研修の実施等、隣接する小学校や中学校ブロックでの滑らかな接続、連携の強化を図ったり、架け橋プログラム推進における要の役割を果たしてきた。

（3）地域の特色を生かした幼稚園教育の推進

- 地域の特色を生かした教育活動を通じて、地域への愛着や感謝の気持ち、誇り、憧れを持つ教育を推進してきた。
- 保護者への地域の魅力啓発、地域コミュニティの活性化への貢献など、子どもが地域社会の一員としての感覚を育み、共に社会を形成していく意識の醸成に努めてきた。

（4）地域の子育て支援の推進

- 地域の子育て不安や子どもの育つ環境へのニーズの多様化に合わせ、乳幼児の健全な成長を支援するため、子育て家庭をサポートする環境（未就園児親子通園事業、一時預かり保育）を整備してきた（市立幼稚園の一時預かり保育を利用しながら幼稚園教育を望む在園児家庭が増加）。

（5）平等に教育の機会を提供し、誰もが学び成長できる環境の保障

- 年度途中での転入園児、特別な配慮の必要な子ども、保育の必要な子ども、また、児童養護施設で生活する子どもに対して、平等に教育の機会を提供し、誰もが学び成長できる環境を保障してきた。

4 第2章 基本方針



第2章に記載する内容について、検討いただきたい。

第1章 総則

- 1 はじめに
- 2 本市の現状
- 3 これまでの取組
- 4 市立幼稚園が果たしてきた役割

第2章 基本方針

- 5 基本的な方針と考え方
 - 就学前教育・保育のあり方について
 - 幼稚園教育のあり方について
 - 基本的な方針について
 - 適正規模・再編基準について

第3章 基本計画

- 6 基本的な再編等の計画
 - 再編等を検討するエリアの考え方について
 - 再編等の方向性について
 - 優先順位の決め方について
 - 全体スケジュールについて

第4章 実行計画

- 7 再編等の実行計画
 - 個別園ごとの方向性について
 - 個別園ごとの実行スケジュールについて

4 第2章 基本方針

5 基本的な方針と考え方（就学前教育・保育のあり方について）



就学前教育・保育のあり方について、以下の内容を記載する（資料3の25ページ参照）。

大津市こども・若者支援計画(令和7年度～令和11年度)に「子どもの教育・保育の充実」として定める。

健やかに育つ環境と質の高い幼児教育・保育環境の充実

～就学前の子どもの育ちの場を確保するとともに、
質の高い幼児教育・保育の提供を図り、一人一人の子どもの健やかな成長を支えます～

大津市こども・若者支援計画の「子どもの教育・保育の充実」の施策には、下記のような取組を掲げている。

- ・市立幼稚園の規模適正化の推進
- ・教育・保育の提供体制の確保
- ・教育・保育施設などに従事する職員に対する研修など

4 第2章 基本方針

5 基本的な方針と考え方（幼稚園教育のあり方について）



幼稚園教育のあり方について、以下の内容を記載する（資料3の25～28ページ参照）。

これからも大切にていきたい、大津市が目指していきたい

市立幼稚園がこれまで培ってきた幼稚園教育、守ってきた幼稚園教育を、これからも大津市として継続して子ども達に提供していくために、次の内容を大切にていきたいと考えている。

- (1) 一人一人の発達の特性に応じた幼稚園教育
- (2) 遊びを通した学びを大切にする幼稚園教育
- (3) 環境を通して行う幼稚園教育
- (4) 同年代の子どもとの集団生活を営む場が大切にされる幼稚園教育
- (5) 継続的な評価と改善による教師の資質・能力の向上を図る幼稚園教育

近年の環境を踏まえ、今後担っていくべき大きな役割

上記の（1）から（5）に加えて、近年の市立幼稚園を取り巻く環境から、次の2点についても、市立幼稚園が今後担っていく大きな役割になってくると考えられる。

- (6) 架け橋期の教育の推進
- (7) 特別な配慮を必要とする子ども達への対応

4 第2章 基本方針

5 基本的な方針と考え方（基本的な方針について）



基本的な方針と考え方について、以下の内容を記載する（資料3の28～30ページ参照）。

基本的な方針として、再編するにあたって考慮する点を4点記載する。

（1）子どもにとって望ましい教育・保育環境を提供するため、適正な集団規模を確保していく

- いろいろな友達と思いを伝え合う経験や協同する経験が得られる一定の集団規模の環境が必要とされている
- 一定規模以上の集団による幼稚園教育環境を確保を目指す

（2）大津市こども・若者支援計画との整合性を図っていく

- 「教育・保育提供区域」ごとに設定された量の見込みに対する確保方策として整合を図っていく
- 1号認定子どもの受け皿が不足してくる地域が発生しないように検討を進める

（3）地域の実情に応じた通園支援の方法を検討していく

- 再編等により、幼稚園までの通園距離が長くなる場合が想定される
- 地域の実情に応じて、原則徒歩としている通園方法の見直しを検討していく

（4）より良い教育・保育環境を大津市の全ての子ども達に提供できるよう検討していく

- 官民幼保問わず、市立幼稚園が培ってきた幼稚園教育に係る技術継承を図っていき、人材育成を目指す
- 施設整備など、子ども達がより良い環境で過ごすことができるよう検討していく
- 保護者サービスの向上など、より魅力的な園となるような取組について調査・検討していく

※ P14及び上記の内容に加えて、各園の魅力向上に向けた取組を、現場を中心に行っていく必要がある。

4 第2章 基本方針

5 基本的な方針と考え方（適正規模について）

適正規模について、以下の内容を記載する（資料3の30～31ページ参照）。

（1）園児数に関する考え方について

- ア 1人の教師が子ども達一人一人に十分にかかわり、信頼関係が築ける規模
- イ 4歳児であれば、互いの存在を受け入れ、一緒に遊ぶことが楽しいと感じられるかかわりの場が複数築ける規模
- ウ 5歳児であれば、共通の課題に力を合わせて取り組む経験ができる規模
- エ 子ども達の人間関係が多様になり、様々な感情体験や葛藤体験の機会が得られ、社会性や協調性の芽生えが培われるために、遊びの最小単位が3～5つ程度構成できる規模

（2）学級数に関する考え方について

- ア 子ども達の関係性を変えることができ、人とかかわる力が高まる規模
- イ 教師間で子どもを多面的に見て理解を深め、指導力を高めることができる規模

- ・ 「公立幼稚園のあり方基本方針（平成25年3月）」において、「幼児期の教育にふさわしい環境」の観点に立ち、検討された内容が根拠となっている。
 - 1学級の適正人数・・・4歳児：20人～25人、5歳児：25人～30人
 - 1学年の学級数・・・2学級以上

⇒ 「4歳児20人以上、5歳児25人以上、各学年2学級以上」を適正規模として定める。

※ただし、再編等を検討するにあたっては、この適正規模を用いることはせず、
次ページ以降の再編基準によって検討を行う。

4 第2章 基本方針

5 基本的な方針と考え方（再編基準について）

再編基準について、以下の内容を記載する（資料3の31～33ページ参照）。

■ 基準とする年齢及び人数

- ・ 基準とする年齢は、「3歳児」とする。
- ・ 基準とする人数は、「15人」とする。なお、10人、5人という基準は継続して用いる。

■ 再編基準に則った検討の進め方

- ・ 令和5年度から令和7年度までの実績値と、令和8年度から令和12年度までの推計値の、合計8年間の園児数を用いて、計画策定時に再編基準に合致するかどうかの判断を行う。
- ・ 3年連続して15人を下回る場合、原則として、再編等の検討対象とする。
- ・ 10人を下回るか、下回らないかで、5年以内に検討するか、10年以内に検討するかに区分けする。
- ・ 3年連続して5人を下回った場合、翌年度4月1日に再編等を行う。

■ 再編基準について

3歳児の園児数が、令和5年度から令和7年度までの実績値と令和8年度から令和12年度までの推計値の合計8年間で

- ・ 再編等を検討する園の決定
「3年連続15人を下回る」場合は、原則として、再編等を検討する対象園とする。

- ・ 第1段階で再編等を行う園
「10人を下回る」場合は第1段階で再編等を行う。
ただし、その後、園児数が増加に転じる推計の場合は、第2段階とする。
- ・ 第2段階で再編等を行う園
「10人を下回らない」場合、及び第1段階のただし書きに該当する園は第2段階で再編等を行う。
- ・ 令和8年度以降の実績値による判断
毎年の園児数の実績値で、3年連続5人を下回った場合は、翌年度4月1日に再編等を行う。
- ・ 質的にも量的にも柔軟性を持たせる。

4 第2章 基本方針

5 基本的な方針と考え方（再編等に係る検討フロー）



再編等に係る検討フローについて、以下の内容を記載する（資料3の34～35ページ参照）。

- ・再編等に係る検討フローを記載する。
- ・フロー図内では、「地域」とは中学校区を、「近隣」とは小学校をそれぞれ示している。
- ・再編等の検討対象園の立地状況を基に、公立園（市立幼稚園及び市立保育園）の位置関係から方向性を検討する。
- ・その後、周辺の他の就学前施設の状況を勘案していく。
- ・「公立園同士の再編等を検討」するとなった場合には、別途、市立保育園のあり方も検討する必要がある。
- ・なお、公立園同士の再編等として、公立認定こども園の設置を検討するとなった場合であっても、大津市こども・若者支援計画に定める「量の見込みと確保方策」と整合を図る必要がある。

5 第3章 基本計画



第3章に記載する内容について、検討いただきたい。

第1章 総則

- 1 はじめに
- 2 本市の現状
- 3 これまでの取組
- 4 市立幼稚園が果たしてきた役割

第3章 基本計画

- 6 基本的な再編等の計画
 - 再編等を検討するエリアの考え方について
 - 再編等の方向性について
 - 優先順位の決め方について
 - 全体スケジュールについて

第2章 基本方針

- 5 基本的な方針と考え方
 - 就学前教育・保育のあり方について
 - 幼稚園教育のあり方について
 - 基本的な方針について
 - 適正規模・再編基準について

第4章 実行計画

- 7 再編等の実行計画
 - 個別園ごとの方向性について
 - 個別園ごとの実行スケジュールについて

5 第3章 基本計画

6 基本的な再編等の計画



基本的な再編等の計画について、以下の内容を記載する（資料3の36～37ページ参照）。

（1）再編等を検討するエリアの設定について

→ これまでの本市における検討経過及び、地域におけるこれまでの繋がりを考慮して、「中学校区」を基本とした検討を行っていく。

（2）再編等の方向性について

→ 再編基準及び再編等の検討フローに当てはめ、全ての市立幼稚園について、再編等の方向性を示す。

検討の際に参考となる情報として、

駐車場の有無などの施設情報に加えて、施設の老朽化に係る情報や園庭などの各園の特徴、園児の通園距離などを参考とする。

（3）優先順位の決定について

→ 再編等に着手する優先順位の決定を行う。

優先順位は、再編基準から「第1段階」に該当するのか、「第2段階」に該当するのかを判断し、

各段階における優先順位は、一律に定めず、説明会などを通じて、丁寧に進めていく。

（4）全体スケジュールについて

→ 全体を5年間ずつの第1段階と第2段階に分けて検討を行う。

中間年である令和12年度には中間見直しを実施する。

6 第4章 実行計画



第4章に記載する内容について、検討いただきたい。

第1章 総則

- 1 はじめに
- 2 本市の現状
- 3 これまでの取組
- 4 市立幼稚園が果たしてきた役割

第3章 基本計画

- 6 基本的な再編等の計画
 - 再編等を検討するエリアの考え方について
 - 再編等の方向性について
 - 優先順位の決め方について
 - 全体スケジュールについて

第2章 基本方針

- 5 基本的な方針と考え方
 - 就学前教育・保育のあり方について
 - 幼稚園教育のあり方について
 - 基本的な方針について
 - 適正規模・再編基準について

第4章 実行計画

- 7 再編等の実行計画
 - 個別園ごとの方向性について
 - 個別園ごとの実行スケジュールについて

6 第4章 実行計画

7 再編等の実行計画



再編等の実行計画について、以下の内容を記載する（資料3の37ページ参照）。

（1）実行計画の策定について

- 実際に再編等を検討していく上で作成する実行計画について、記載すべき主な内容を定める。
 - ・園児数の推移と見込み
 - ・再編等を実施する旨の周知時期
 - ・再編等を実施する時期
 - ・再編等を実施する方法

実行計画は、再編等を実施する●年前には作成し、関係者へ周知を行う必要がある。

（2）実行計画の様式について

- 各園ごとに作成する実行計画の様式を定める。
※ 本計画内で、実行計画を策定しない。

7 市立幼稚園の園児数の推移及び特徴について



1 再編等の対象園の決定について

再編基準と照らし合わせ、次の順番に、再編等の検討対象となる園を決定する（資料4を参照）。

第3回検討委員会及び第4回検討委員会において審議いただいた内容を基に、検討を行うと次のとおりとなります。

(1) 令和5年から令和12年までの8年間において、3歳児が3年連続15人を下回る園について

→ 全28園中、**16園**が基準に該当する。

(2) 令和8年から令和12年までの間に、3歳児が10人を下回る園について

→ 上記の16園中、**12園**が基準に該当し、第1段階での検討対象となる。

(3) 令和8年から令和12年までの間に、3歳児が10人を下回らない園について

→ 上記の残り**4園**が、第2段階での検討対象となる。

(4) 上記の各園について、再編等の検討フローに当てはめ、方向性を検討する

(5) 上記(1)の各園について、それぞれが位置する地域の状況を勘案する

⇒ 再編等の対象となる園を決定し、「第1段階に検討する園」と「第2段階に検討する園」に分ける。

7 市立幼稚園の園児数の推移及び特徴について

2 再編等の方法について



各園の特徴などを勘案し、再編等の方法を決定する（資料 5 を参照）。

各園の特徴など、勘案する項目として次の内容を検討しています。

- （1）園舎及び園庭の広さ、園舎の築年数及び健全度
- （2）各園の園庭が持つ特徴
- （3）送迎用の駐車場の有無（台数）及び通園バスの有無
- （4）周辺道路の広さ
- （5）各園が持つ特徴や立地状況
- （6）周辺の就学前施設（市立保育園や私立幼稚園、民間認定こども園）の有無（資料 6 を参照）